

調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県・指定都市・中核市を対象とし、次ページに掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(2) 詳細票

施設票：次ページに掲げる社会福祉施設等を対象とし、保育所及び有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）については層化無作為抽出した施設、それ以外についてはその全数（休止中を含む。）を調査客体とした。

事業所票：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所を対象とし、その全数（休止中を含む。）を調査客体とした。

	調査客体数 ¹⁾	回収客体数 ²⁾	集計客体数 ³⁾	回収率(%) ⁴⁾
総 数	149 162	125 021	123 732	83.8
施 設 票				
保護施設	236	227	225	96.2
老人福祉施設 ⁵⁾	3 264	3 058	3 058	93.7
障害者支援施設等	5 556	4 911	4 861	88.4
婦人保護施設	48	48	47	100.0
児童福祉施設等	25 187	22 998	22 816	91.3
母子・父子福祉施設	55	52	52	94.5
有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	9 743	8 478	8 428	87.0
事 業 所 票				
障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所	105 073	85 249	84 245	81.1

注：施設の種類別内訳は10ページ参考表1を参照。

1) 調査客体数は、活動中又は休止中の施設・事業所に配布した詳細票の枚数である。

2) 回収客体数は、回収があった詳細票の枚数である。

3) 集計客体数は、回収した詳細票のうち活動中の詳細票の枚数である。

4) 回収率(%)＝「回収客体数」÷「調査客体数」×100で算出している。

5) 老人福祉施設には、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム及び老人介護支援センターを含まない。

3 調査の時期

令和4年10月1日

4 調査事項

(1) 基本票

施設基本票：施設の種類、施設名、所在地、設置・経営主体、定員 等

事業所基本票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体 等

(2) 詳細票

施設詳細票：在所者の状況、従事者数 等

事業所詳細票：サービスの種類と提供状況（利用者数等）、従事者数 等

5 調査方法及び系統

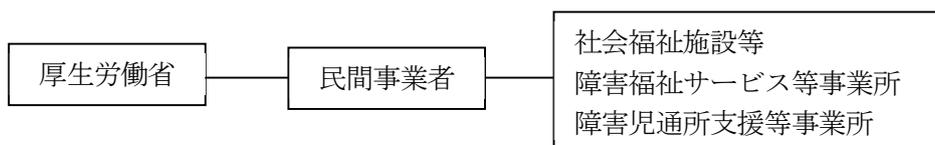
(1) 基本票

行政情報から把握可能な項目について、都道府県・指定都市・中核市に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



(2) 詳細票

基本票以外の項目について、厚生労働省が委託した民間事業者から、施設・事業所に対し、郵送及び一部オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の 1/2 未満、又は比率が微小（0.05 未満）の場合	0, 0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) 平成 30 年以降は、詳細票が全数調査から標本調査となり、結果を推計値で表章するため、詳細票に基づく調査結果については、平成 29 年以前の調査結果との実数での比較には留意が必要である。

推計方法については厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html>) に掲載している。

(5) 表 1、表 4、総括表（施設数）、参考表 2 は基本票の集計値、それ以外は、詳細票から得られた結果より算出した推計値である。

【 調査対象施設・事業所一覧 】

調査対象施設・事業所一覧（令和 4 年）

生活保護法による保護施設 救護施設 更生施設 医療保護施設 ※ 授産施設 宿所提供施設	児童福祉法 ¹⁾ による児童福祉施設等 助産施設 ※ 乳児院 母子生活支援施設 幼保連携型認定こども園 保育所型認定こども園 保育所 小規模保育事業所A型 小規模保育事業所B型 小規模保育事業所C型 家庭的保育事業所 居宅訪問型保育事業所 事業所内保育事業所 児童養護施設 障害児入所施設(福祉型) 障害児入所施設(医療型) 児童発達支援センター(福祉型) 児童発達支援センター(医療型) 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター ※ 小型児童館 児童センター 大型児童館A型 大型児童館B型 大型児童館C型 その他の児童館 児童遊園 ※	その他の社会福祉施設等 授産施設 ※ 無料低額宿泊所 ※ 盲人ホーム ※ 隣保館 ※ へき地保健福祉館 ※ 日常生活支援住居施設 ※ 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外) 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの) ※	児童福祉法 ¹⁾ による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所 児童発達支援事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所
老人福祉法による老人福祉施設 養護老人ホーム(一般) 養護老人ホーム(盲) 軽費老人ホーム A型 軽費老人ホーム B型 軽費老人ホーム(ケアハウス) 都市型軽費老人ホーム 老人福祉センター(特A型) ※ 老人福祉センター(A型) ※ 老人福祉センター(B型) ※	母子及び父子並びに寡婦福祉法 ¹⁾ による 母子・父子福祉施設 母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム	障害者総合支援法による 障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 療養介護事業所 生活介護事業所 重度障害者等包括支援事業所 計画相談支援事業所 地域相談支援(地域移行支援)事業所 地域相談支援(地域定着支援)事業所 短期入所事業所 共同生活援助事業所 自立訓練(機能訓練)事業所 自立訓練(生活訓練)事業所 宿泊型自立訓練事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援(A型)事業所 就労継続支援(B型)事業所 自立生活援助事業所 就労定着支援事業所	
障害者総合支援法による障害者支援施設等 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム			
身体障害者福祉法による 身体障害者社会参加支援施設 身体障害者福祉センター(A型) ※ 身体障害者福祉センター(B型) ※ 障害者更生センター ※ 補装具製作施設 ※ 盲導犬訓練施設 ※ 点字図書館 ※ 点字出版施設 ※ 聴覚障害者情報提供施設 ※			
売春防止法による婦人保護施設 婦人保護施設			

注：※印の付いた施設は、詳細票調査を実施していない。

1) 「児童福祉法」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」については、令和 5 年 4 月から、こども家庭庁所管となった。